

令和5年5月19日  
北海道開発局

## 「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います

～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。

これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、北海道開発局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置します。（別紙参照）

※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が同日に設置されます。

### 【水道整備・管理行政移管準備チームの設置式】

- 日時：令和5年5月23日（火）16:00～16:15
- 場所：札幌第一合同庁舎 15階北海道開発局1・2号会議室（札幌市北区北8条西2丁目）
- 内容：訓示（北海道開発局長）

### ＜取材申し込み＞

・取材を希望される場合は5月22日（月）17時までに取材申込書（別紙）にて登録をお願いいたします。

### 【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 開発調整課 課長補佐 中村 雄貴 （内線 5494）

建設部 河川計画課 河川企画官 横濱 秀明 （内線 5292）

建設部 地域整備課 地域事業管理官 村椿 俊幸 （内線 5672）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



北海道開発局 開発監理部 開発調整課 宛て ([hkd-ky-suidouikanjunbi@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-suidouikanjunbi@gxb.mlit.go.jp))

## 取材申込書

取材を希望する場合は、この様式により上記連絡先までメールにてお申し込みください。  
申込締切りは、令和5年5月22日（月）17時までとさせていただきます。

会社名及び部署名

---

取材者 役職・氏名（全員の役職・氏名を記載願います。）

①（代表者）

---

②

---

③

---

④

---

連絡先（代表者の連絡先）

---

テレビカメラの持ち込みの有無

（該当するものに○をつけてください） 有 ・ 無

---

※ ご記入いただいた個人情報については、本設置式に関する連絡以外には使用しません。

### <水道整備・管理行政移管準備室の業務内容>

- ・水道整備・管理行政にかかる委任業務の実施に向けた準備
- ・下水道関係業務との一体的な実施に向けた準備
- ・その他移管にかかる本省や地方公共団体等との調整

### <水道整備・管理行政移管準備室（北海道開発局）の実施体制>

- ・ 室長 開発監理部 総務課長
  - ・ 副室長 開発監理部 開発調整課長
  - ・ 副室長 事業振興部 都市住宅課 都市事業管理官
  - ・ 副室長 建設部 河川計画課 河川企画官
  - ・ 副室長 建設部 地方整備課 地域事業管理官
- その他、室員 8 名（合計 13 名）

### 参考

#### <水道整備・管理行政移管の経緯>

- ・令和 4 年 9 月 2 日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管する方針が決定
- ・令和 5 年 5 月 19 日に関連法<sup>\*</sup>が成立

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に係る法律

#### <国土交通本省等での対応>

- ・「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置。  
URL : [https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000527.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000527.html)
- ・その他、各地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置